

記者発表資料
平成25年1月7日
農林水産部農産園芸環境課
農産食糧班 高橋 内線2841
環境対策班 堀内 内線2845

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う大豆の出荷制限指示について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成25年1月4日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し、栗原市旧金田村において産出された大豆について、出荷制限指示が出されました。

栗原市及び栗っこ農業協同組合に対しては、平成24年11月20日付けで県から出荷自粛の継続を要請済みですが、今回の指示を基に出荷等を差し控えるよう、改めて要請しました。

なお、大豆については、平成24年12月31日までの経過措置として暫定規制値500ベクレル/kgが適用されていたため、今回改めて出荷制限の指示が出されたものです。

1 出荷制限指示の内容

宮城県栗原市（旧金田村の区域に限る。）において産出された大豆について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

2 今後の対応

- ・ 出荷制限指示後の対応については、栗原市などと協議していく。
- ・ 基準値を超過した検体が採取されたほ場について栽培管理などの状況把握を実施しており、今後も要因解析を進めていく。